



利用申込受付中!

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。

デジタル庁  総務省  厚生労働省

令和4年4月改訂



医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに 置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

どんないいことがあるの?

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる!



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる!



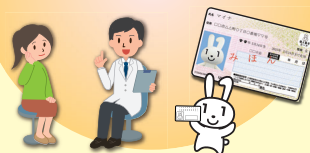
マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに!



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される!



就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える!
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



申込方法は
特設ページでも
確認できます!



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分

特定健診情報・薬剤情報 について

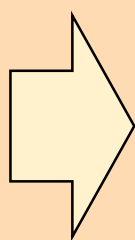
マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、「マイナ受付」で同意をすれば、医師や薬剤師等があなたの**特定健診情報・薬剤情報**を閲覧すること※が可能になりました。

※ 同意に基づいて、医療機関・薬局からオンライン資格確認実施機関に特定健診情報等を照会し、医療機関・薬局へ提供されます。

どんないいことがあるの？

情報提供に**同意いただくこと**で、例えば、

- ・ 自分が使った薬や過去の健康診断の結果を、口頭ではなく、**データによって正確に医師等に伝えることができます**
- ・ 入院中の薬剤や院内処方での医療機関で投薬された薬剤も含め、**別の医療機関や他の診療科で処方された薬剤の網羅的な情報を医師等に伝えることができます**



閲覧した医師等により、

- ・ より多くの**正確な情報に基づいた総合的な診断**や
- ・ 重複する投薬を回避し**適切な処方**を受けることができ、**より良い医療を受けられます**

同意のもと医師等が閲覧できる情報

特定健診情報

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

メタボ健診とも呼ばれているよ。



薬剤情報

医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取ったお薬の情報です。

※注射・点滴等も含まれます。